

平成25年度

中 入学の案内



広島市立落合中学校

広島市安佐北区真亀二丁目1番1号

電話 (082) 842-6416

FAX (082) 842-9806

落合中学校校歌

野地 潤家 作詞
永井 主憲 作曲

おのがじ し ちか らをつく し ま
なばーん と われ らつとめ て
じりつへ の みね をめざせば
やまやま は みど りか がや き
のぼり ゆ く みち にさ ちあ り
あおちあい ちゅうがく われらがぼこ う

落合中学校校歌

野地 潤家

- | | | |
|--|---|---|
| <p>三、若き日は
鍛えんと
鍛練の
吹く風に
求めゆく
あゝ落合中学</p> | <p>二、ともどもに
高めんと
友愛の
足もとに
友とゆく
あゝ落合中学</p> | <p>一、おのがじし
学ばんと
自律への
山々は
登りゆく
あゝ落合中学</p> |
| <p>ふたたびあらじ
われらはげみて
汗をしほれば
魂もさわやか
道に栄光あれ
われらが母校</p> | <p>個性をのぼし
われらちかいて
学園を築けば
いずみわき出て
道に夢あり
われらが母校</p> | <p>力を尽くし
われら努めて
峰をめざせば
みどりかがやき
道に幸あり
われらが母校</p> |

目 次

1. 校章の由来	1
2. 本校の教育方針	2
3. 落合中学校に入学されるみなさんへ	3
4. 中学校の教科	4
5. 「みそあじ」 in 落合中	5. 6
6. 落合中生徒心得について	7~9
7. 落合中身だしなみに関する規定	10. 11
8. 部 活 動	12
9. 生 徒 会	13
10. 落合中学校のおもな行事	15
11. オリエンテーションについて	15
12. 入学式までの日程	16
13. 新一年生購入品目	17
14. P T A組織図	18
15. P T A規約	19~22
16. 教室等配置図	23

1. 校 章

落 合 中 学 校 校 旗



〈 校 章 の 由 来 〉

昭和51年4月、落合中学校開校に伴い、校章のデザインを募集、高陽町金平 山添剛之さんの作品に決定した。

○新設校にふさわしく、古いパターンを越えモダンな形である。

○縦の線は太田川、両側のコ形はそれに連なる山を示す。全体としては「中」を表わす。

2. 本校の教育方針

校 訓

- 自律** 自ら学び考え、自分をきびしくいましめ、自己の最善をつくる生徒になろう。
- 友愛** 友だちと協力し、互いに助け、励まし合って、共に進む生徒になろう。
- 鍛錬** 常に自分を鍛え、何事にもくじけない、たくましい生徒になろう。

1. 教育目標

平和を愛する豊かな心をはぐくみ、自主性・社会性をもち、たくましく生きる生徒の育成を図る。

2. 学校経営方針

- (1) 意欲的に学ぼうとする学習集団を育成する
- (2) 人間関係能力を育成し向上させる
- (3) 基礎学力を向上させる
- (4) 地域との交流を拡大する

3. 目指す生徒像

- 授業を何より大切に、自ら学び、確実に力をつける生徒
- 自分や仲間を大切に、切磋琢磨し、ともに高まる生徒
- 夢や希望を持って、あきらめず最後まで頑張り抜く生徒
- 母校・地域を愛し、落合中学校に入学してよかったと思う生徒

4. 取組みの重点

- 規律ある授業環境を整える：学びのルールを遂行する、授業の目当ての明確化、着ベル
- 活力ある授業を展開していく：特別支援教育の視点に立つ授業、小グループを活用していく授業
- 行事を大切に、生徒どうしのつながりを大事にしていく
- 生徒会活動を充実させていく
- 小中連携を深めていく
- 「みそあじ」を生活の基盤の中心に置くとともに地域に発信していく

3. 落合中学校に入学されるみなさんへ

本日、保護者のみなさまにはご多用の中、落合中学校にお越しいただき誠にありがとうございます。

さて、このたびお子さまには、めでたく小学校を卒業され中学校への入学の運びとなりましたこと心よりお喜び申し上げます。

保護者のみなさま同様に児童のみなさまも進学する喜びに胸をふくらませていることと思います。

本校の教職員はもちろんのこと在校生一同みなさんの入学を心待ちにしております。中学校では小学校で学んだことをさらに進んで学習していく「学びの場」であります。中学校3年間でしっかりとした学力を身につけ、身体も心も鍛え社会に貢献できる人になってほしいと思います。そのためには全ての「学び」から逃げない人であってほしいと願っています。

生きていくための力を本校ではこのように考えています。

○進んで学ぶ ○規則正しく生活できる ○仲間と協力できる ○人を思いやることができる ○物事を深く考えることができる ○規則やルールを守ることができる ○よりよいことを実行、選択できる ○将来を見通した計画ができる ○全てのことに感謝できる

また部活動や生徒会活動も力を入れています。ぜひ学習や部活動を両立させ有意義な中学生を送ることができるよう一人一人が最善を尽くしてほしいと思います。教職員一同、皆さんをしっかりと応援していきます。

広島市立落合中学校長 原之園 和弘

4. 中学校の教科

平成25年度年間授業時数（予定）

区分	必修教科の授業時数									道徳	特別活動	選択教科	総合的な学習	合計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健・体育	技術・家庭	外国語					
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	0	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	0	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	0	70	1015

※ 総合的な学習は言語数理運用科(35)を含む。

日課表（50分）

	5時間授業		6時間授業
予鈴	8:20	予鈴	8:20
SHR	8:30～8:40	SHR	8:30～8:40
1校時	8:50～9:40	1校時	8:50～9:40
2校時	9:50～10:40	2校時	9:50～10:40
3校時	10:50～11:40	3校時	10:50～11:40
4校時	11:50～12:40	4校時	11:50～12:40
昼食	12:45～13:25	昼食	12:45～13:25
5校時	13:30～14:20	5校時	13:30～14:20
清掃	14:20～14:40	6校時	14:30～15:20
SHR	14:40～14:55	清掃	15:20～15:40
		SHR	15:40～15:55

5. 「みそあじ」 in 落合中

6年前から落合中学校区3校（落合中・落合東小・真亀小）では子どもたちを“9年間で育てる！”よう、共通の取り組みを始めています。



「家庭学習週間の取り組み」「スーパーキラキラ大作戦」「サマースタディサポート」「中学校部活動体験」などの小学生と中学生が一緒に行う行事は、他の中学校にない先進的な取り組みとなっています。

生活面では「生活の合言葉・みそあじ」をかかげて子どもたちを指導しています。「**み**だしなみを整える・**そ**うじをする・**あ**いさつをする・**ま**間を守る」の4点は、大人の社会では当たり前のようですが、十分身につけていない子どもたちも多く、落合中学校区の子どもたち全員が身につけてほしい共通の生活課題になっていると考えています。この「みそあじ」は、落ち着いた学校生活を過ごし、学習習慣を身につけ、学力を伸ばす土台となるものです。言い換えれば「みそあじ」を身につけ生活の土台をしっかりとさせることが学力を伸ばし希望する進路を保障することとなるということです。

保護者の皆様には、このことをご理解いただき、子どもたちが「みそあじの学校」だと誇れるようご協力いただきますようお願いいたします。

み…自分自身をみつめ、誇りと自覚を持って身だしなみを整えることができるよう指導します。身だしなみについて違反があれば連絡します。ご家庭で責任を持ってご指導ください。著しい違反（染髪、化粧、ピアス、異装など）は、違反を当たり前にならないためにも直して登校するよう指導します。ご理解ください。

★月1回の身だしなみ点検（点検結果は保護者に連絡） ★年1回着こなしセミナーを開催

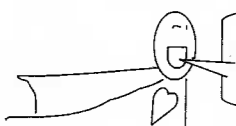
そ…心を磨き奉仕の心を育てます。毎日全教員が清掃につき指導します。ボランティアを推進します。



毎日、全授業終了5分後10分清掃を行う

- ★掃除終了後、集合・点検・評価を行う
- ★10分間の掃除時間は持ち場を離れない
- ★基本的に自分の出したゴミは持ち帰る
- ★授業開始時には、机の整頓・ゴミ拾い等の教室内の環境整備をする
- ★下校時には机を整頓、戸締まりをする
- ★掃除開始時には集合・挨拶で始める
- ★班ごとの清掃分担・点検表を作成する
- ★暮会時に掃除の反省・評価をする
- ★ゴミの分別と回収について指導する
- ★校舎内・土足禁止場所には土足で上がらない

あ…「いつでもどこでも挨拶と感謝のことばが交わされる落合中」を目指します。



レベル5のあいさつで今日も1日
がんばろう!!

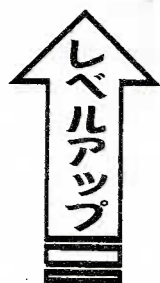
めざせ！レベル5



レベル	あいさつのようす	
5	自分から立ち止まり、相手を見て、笑顔で会釈しながら、大きな声であいさつする。	
4	自分の方から、会釈しながら、はっきりとあいさつする。	
3	自分の方から、会釈しながらあいさつする。	
2	声をかけられてから、相手の方を見て、あいさつをかえす。	
1	声をかけられてから、小さな声で、あいさつをかえす。	

授業あいさつレベル5

※落合中スタイル＝「生徒礼・あいさつ・先生あいさつ」



レベル	「授業あいさつ」	
5	ベルで開始、その後授業集中	上級
4	全体でそろえて1回でクリア(やり直しなし)	中級
3	基本形のあいさつをする	初級

じ…遅刻やベル着の指導をします。遅刻を繰り返したら連絡します。

8時25分までに教室に入る。

8時30分に着席していないと遅刻となります。

★ベル着(チャイムと共に席に着く、授業がすぐに始められる)

★次時の用意をして休憩する(授業道具は机の上に)

下校時刻 暮会後30分以内には完全下校

部活(夏期…6時、春秋…5時30分、冬期…5時)



6. 落合中学生徒心得について

— 落合中学校の「生徒心得」〔抜粋〕をお伝えします
ご理解の上ご協力をお願いします。—

【平成24年度版生徒手帳より】

私たちは落合中学校の生徒として、協力し、よい校風と伝統を育てるための努力をしましょう。自分は、皆の力で高められてゆくことも忘れないよう、常に中学生としての自覚をもち、節度ある楽しい生活をおくりましょう。



【学校生活に関すること】

1 登下校

- (1) 始業5分前までに教室に入室しておきましょう。また、別に定める一般下校、部の下校時刻を守りましょう。
- (2) 自転車通学は禁止しています。通学は徒歩になります。
- (3) 登下校中、寄り道や買い食いをしてはいけません。また、定時に帰宅する習慣をつけましょう。
- (4) 登校後は、無断で校外に出てはいけません。
- (5) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きのときは、必ず学級担任に届けること。
(直接保護者の方から連絡をしてもらう。事前にわかっている場合は、生徒手帳の届出欄を用いてもよい。) ※遅刻した時は、職員室で遅刻登校報告用紙を受け取り授業にいきます。

2 学習

- (1) 学習は中学生活の中心です。毎日の授業を大切にしましょう。
- (2) おちついた教室環境を作りましょう(机をそろえる、ゴミを拾う、身だしなみを整えるなど)。
- (3) チャイムで授業を開始しましょう(休憩時間内に授業の準備を終える、教室移動は速やかに行う、係の人は先生と連絡を早めにする)。また、授業に遅れたら、必ずその理由をはっきりと担当の先生まで届けること。
- (4) 授業開始と終わりのあいさつを大切にしましょう。
- (5) 意欲的にとりくみ、学力を伸ばし、自分や友達のいい面を見つけましょう。
- (6) 小学校で身につけた「学びのルール」を大切にしましょう。

3 礼儀と行動

- (1) 礼儀は人格と敬愛のあらわれです。落合中学校の生徒としての品位をもって、真心のこもった気持ちのいいあいさつをするように心がけましょう。また、言葉遣いに気をつけましょう。
- (2) 校内で来訪者にあつたときは、あいさつをしましょう。
- (3) 校舎内で走り回ったり騒音をたてたりすることがないようにしましょう。
- (4) 校長室、保健室、職員室、事務室に入るときは、必ずノックして許可を受けてから入りましょう。

- (5) 無断で授業以外に特別教室や他の学級、他学年の階に入らないこと。
- (6) 学校の物品を借りたときは、必ず先生の許可を得てください。
- (7) 生徒間での物の交換や、金銭の貸し借りはしないこと。
- (8) 校内利用ルールを守ること（安全のため、遊び禁止・立入禁止になっているところがあります）。また、危険な行為を絶対にしてはいけません。
- (9) 上記のほかにも、給食や掃除、保健室利用の仕方など学校生活上必要なルールが定められているので、ルールに従い責任ある行動をとりましょう。

4 所持品

- (1) 生徒手帳は、常に身につけておきましょう。
- (2) 所持品には、はっきりと名前を書きましょう。
- (3) 他人のものは無断で使用しないようにしましょう。
- (4) 不用なお金、貴重品は持参しないこと。（お金を持参した場合は担任の先生に預かってもらいましょう）。
- (5) 学習に必要なものは、持参しないこと。
- (6) 荷物はロッカーで管理すること。（学校においてよい荷物は指示があります）。
- (7) 携帯電話の持参・使用は禁止しています。



5 身だしなみ

- (1) 落合中学校の生徒として誇りをもって、いつも清潔感のある身だしなみで過ごしましょう。
- (2) 服装・髪等の身だしなみは別に定める規定にしたがうこと。
- (3) 特別な服装をするときは、先生に届けて許可を受けること。

6 校内美化

- (1) 私たちの学校は、私たちの手で美しくしましょう。
- (2) 校舎内および土足禁止のところは、土足で上がらないようにしましょう。
- (3) 校舎、校具を汚したり、傷つけたりしないようにしましょう。

【校外での生活に関すること】

1 外出

- (1) 外出の際は、行き先、目的、同行者、帰宅時間などをはっきり保護者に言って許可を得て出ましょう。
- (2) 危険防止のため次のことからは、**保護者（保護者に代わる責任者）**同伴で行ってください。（ナイトー、映画鑑賞、コンサート、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング、喫茶店、飲食店、キャンプ、サイクリング、登山、花火等危険と思われること、夜間の外出・外泊）
- (3) 夜間の外出・外泊はしないこと。（保護者同伴以外では日没後外出しない）。



2 交通事故防止について

- (1) 交通ルールとマナーを守りましょう。道路への飛び出し、車の直前直後の横断、車道の歩行など危険な行動はしてはいけません。
- (2) 自転車に乗るときは、特に気をつけましょう。（二人乗りをしないなど）
- (3) バイクの無免許運転は絶対にしてはいけません。

3 その他

- (1) 次の場合は学校に届けること。アルバイト、緊急時など
※アルバイトは原則として禁止しています。
- (2) 違法行為（喫煙、飲酒、シンナー、万引きなど）は絶対にしないこと。
- (3) 携帯電話を使用する場合は、家庭でルールを決めて、正しく使用すること。



【生活指導に関すること】

- 1 学習・生活面において日頃から丁寧に指導します。（保護者にも連絡する）
- 2 次のような行為や行動に関しては、教育上必要な反省指導を行います。
 - (1) 法令・法規に反する行為
 - ①飲酒・喫煙 ②暴力行為 ③建造物・器物損壊 ④窃盗・万引き
 - ⑤性に関するもの ⑥薬物等乱用 ⑦交通違反 ⑧刃物等所持
 - ⑨その他法令・法規に違反する行為
 - (2) 本校の規則や規定等に反する行為
 - ①喫煙同席・喫煙準備行為（タバコ等の所持） ②いじめ ③カンニング
 - ④家出および深夜徘徊 ⑤暴走族等への加入 ⑥登校後の無断外出・無断早退
 - ⑦危険行為 ⑧授業エスケープ・授業妨害等 ⑨身だしなみ規定違反等
 - ⑩指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑪その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- 3 教育上必要な反省指導については、保護者に連絡し一緒に指導します。（緊急に来校してもらい指導に協力してもらおう）。特に、法令・法規に反する行為については、関係機関（警察・児童相談所など）とも連携して指導します。
- 4 教育上必要な反省指導については、保護者の協力のもと次のような指導を行います。
 - (1) 説諭 (2) 授業反省指導[通常の学校生活の中でおこなう] (3) 奉仕活動
 - (4) 別室反省指導[別室で行う] (5) その他特別に必要と思われる指導
- 5 授業反省指導の期間はおおむね1日から10日とし、別室反省指導の期間はおおむね1日から5日とする。

7. 落合中身だしなみに関する規定

— 落合中学校では次のように定めます。
きちんとした容姿で節度ある毎日を送るよう心がけましょう —

- 1 男子服装**
- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スラックス、長袖ポロシャツ、ベスト（※着用は自由）
 - (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スラックス
 - (3) 流行を追わない身だしなみとすること。

- 2 女子服装**
- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スカート、長袖ポロシャツ、ベスト（※着用は自由）
 - (2) 夏服…本校規程のもの。半袖ポロシャツ、スカート
 - (3) 流行を追わない身だしなみとすること。
《スカート丈は膝にかかる程度 ※ひざ頭が隠れるよう指導します》

- 3 くつ・くつした**
- (1) 靴は、男女とも普通の白地のひも靴（ひもも白）で、運動に適するもの。
ハイカットやいちじるしく変形したものは禁止（授業、体育祭、受験等に使えるもの）。
 - (2) 靴下は男女とも白いもの。ワンポイントの入っているものは可。
 - (3) 流行を追わない（ルーズソックス、くるぶしソックスなど）
 - (4) 上靴は本校規定のもの。（1学年…赤いライン）

- 3 衣替えについて**
- (1) 衣替えは6月、10月とする。ただし、調整期間を設け、その期間内に準備をする。
 - (2) 調整期間 約2週間～4週間
（気候によっては時期がずれる場合がある）
 - (3) 調整期間の服装
男女とも冬服、夏服のどちらでもよい。また、冬服の場合、上着・ベストは着用しなくてもよく、学校指定のポロシャツは、長袖・半袖 どちらでもよい。
ただし、名札は所定の位置にきちんとつけておく。

- 5 頭髪のきまり**
- (1) 男女とも中学生らしい髪型にする。
 - (2) 男子
 - ①前髪は自然の状態で見えないうようにする。（髪が伸びた状態の時）
 - (3) 女子
 - ①前髪は自然の状態で見えないうようにする。
 - ②後ろ髪は、襟の下の線より長く

- ②襟あしは上着のえりにつかないようにする。（髪が伸びた状態の時）
- ③横は耳がかくれるほど長くしないこと。
- ④パーマ、脱色、染めるのは禁止。
- ⑤額の剃り込み、眉毛を剃るのは禁止。
- ⑥極端に流行を追った髪型や不自然な髪型はしない。
- ⑦化粧したり、整髪料をつけたりしない。

- なったら結ぶこと。その場合は黒・紺・茶のゴムを用い、リボン、ヘアバンドなどは禁止。
- ③ピンで止める場合は、かざりのついていないもので、黒・紺・茶のものにかぎる。プラスチックのものなどはしないこと。
- ④その他、男子の④～⑦に準ずる。



- 6 その他**
- (1) ズボンのベルトは、飾りをつけないもので、黒・紺・茶色のものを着用する。
※常につけておくこと
 - (2) 名札は次のようにする。

落 合

 - ①つける位置 男女とも左胸の位置につける。
 - ②名札は学校規定のものを購入する。
1年…青ライン
 - (3) ポロシャツの下に着る下着・Tシャツ等は白いものを着用する。
 - (4) 冬季に防寒用としてセーターを着用する場合
 - ①V首の無地のセーターかカーディガンをポロシャツのえりが見えるように着用する。
 - ②色は、黒・紺・茶・グレー・白の5色とする。
 - ③基準服からすそが長くはみ出すものは避ける。
 - ④上着を脱いで、セーターやカーディガンで活動しない。
暑い場合は、セーターやカーディガンを脱いで、上着を着ること。
 - (5) 冬季は、マフラー・手袋を使用してもよいが、校舎内では使用しない。
 - (6) ジャンパー、コート類は禁止（トレーナーやパーカー類も認めていません）。
 - (7) ピアス等不要な飾りなどは身につけないこと。



※ 身だしなみについて違反があれば連絡します。ご家庭で責任を持ってご指導ください。著しい違反（染髪、化粧、ピアス、異装など）は、違反を当たり前にしないうために、直して登校するよう指導します。ご理解ください。

「みそあじの学校」をめざします！

8. 部 活 動

1. 平成24年度開設部活動

体 育 系

卓球 バドミントン(女子) バスケットボール(男子) パレーボール(女子)
ソフトテニス 野球(男子) サッカー(男子) ソフトボール(女子) 剣道 陸上

文 化 系

吹奏楽 家庭科 美術

2. 部活動の意義

生徒が希望する部に所属し、自主的・実践的な活動ができるよう援助し、ひとりひとりの個性をのばしていく。また、学年・学級の所属を離れ、共通の興味や関心に基づく集団の中で、生徒相互ならびに教師と生徒の協力的な関係、人間的なふれあいを重視する。

3. 部活動時間

(1) 活動時間は、月曜から金曜までであり、時間は次のとおりである。

A・・・18:00 完全下校

B・・・17:30 完全下校

C・・・17:00 完全下校

※A～Cの期間については、日没時刻を考慮して別に定める。

(2) 早朝練習の要望がある場合は、7時30分～8時10分まで行うことができる。

(3) 部によっては、土曜日や日曜日に活動するところもある。

(4) 定期試験の一週間前からは、原則として部活動を停止する。

(5) 大会・試合の一週間前から30分以内の延長ができる。

4. 入部について

(1) 1年生は4月初めに見学(体験)期間をもうけ、その後正式入部するものとする。

(2) 同一部に三年間在籍することが望ましい。

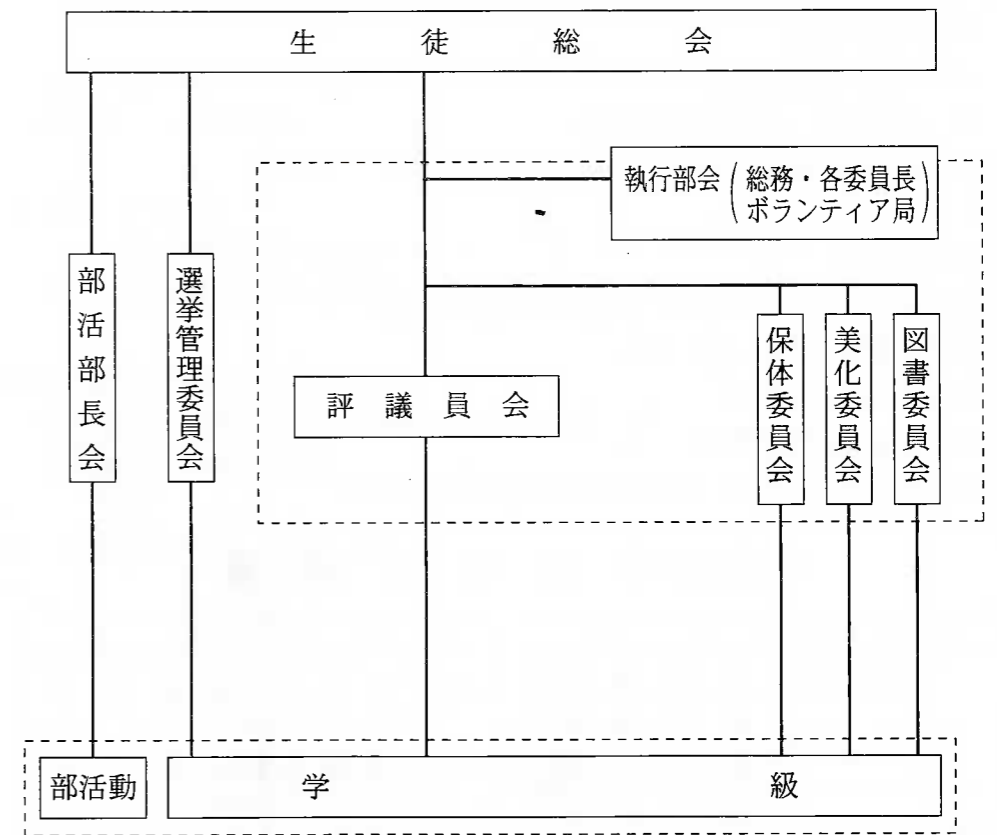
ただし、年度途中に特別な理由(身体的理由等)により、変更を申し出た場合、担任・顧問・部活動担当で検討し、変更を認める場合がある。

9. 生 徒 会

生徒会とは……

生徒会は、生徒全員で組織し、学校生活の充実や改善向上を図るための会です。そのために先生の助言のもと、生徒会の組織をつくり、自分たちの代表を選び、その代表に全員が協力することによって自発的・自治的な活動をすすめていきます。

生 徒 会 組 織 図



生徒総会 —— 生徒会活動について全校生徒が集まって話し合う。

評議員会 —— クラスの代表が集まって話し合いをする。

ボランティア局 —— ボランティアの推進(ちょこボラの企画・運営)

部活動部長会 —— 部の代表が集まって話し合いをする。

生徒朝会 —— 毎月1回委員会の報告や学年の交流をする。

各専門委員会の基本的活動内容

〔保体委員会〕

学校生活を楽しく、健康的なものにし、体力の向上をはかる。

- 1 日常活動（ボールの貸し出し、健康観察）
- 2 体育的行事の計画、推進
- 3 傷病者の世話
- 4 保健衛生に関すること

〔美化委員会〕

校内の環境整備と美化に努める。

- 1 清掃の徹底
- 2 環境の整備、改善
- 3 校内美化（花壇の手入れ等）
- 4 衛生的な給食（昼食）の世話

〔図書委員会〕

図書室の自主的運営を行い、読書活動を推進する。

- 1 図書室の整理、貸し出し
- 2 新刊図書の紹介
- 3 図書室の環境整備
- 4 本の紹介文作成、掲示等による読書活動の啓発

平成25年 生徒会役員

役員名		名前	役員名		名前		
総務	生徒会長	井室 徹哉	保体	委員長	田村 諒介		
	副会長	香川 祐樹			美化	委員長	小藤 魁人
		重田 来実					図書
	書記	梶川 琴未					
		志川 未来					
		松沢 佳恵					
	ボランティア局	渡邊 成美					
		有馬 聡志					
森本 沙彩							

10. 落合中学校のおもな行事（平成25年度）

(1) 儀式

- 入学式（4月8日）
- 始業式（4月8日）（10月1日）
- 終業式（9月30日）
- 卒業式（3月12日）
- 修了式（3月20日）

(2) 文化的な行事

- 合唱祭 落中ギャラリー（10月18日）

(3) 体育的な行事

- 体育祭（9月14日）

(4) 体験的な行事

- 1年 野外活動（5月15日～5月17日）
- 2年 修学旅行（11月7日～11月9日）

(5) 保健安全的な行事

- 健康診断（内科・歯科・耳鼻科・眼科 4月～5月）
- 身体測定（4月12日）

(6) 大掃除（7月、12月、3月）

11. オリエンテーションについて

オリエンテーションとは新学年をスタートするにあたって基本になることがらを学習し、みなさんがお互いに力をあわせ、仲よく共同生活を築き上げるための大切な学習をする期間です。この間に生徒会や部活動などについての説明もあります。

12. 入学式までの日程

◎入学式までの日程

入学受付 …… 4月1日 (月)

教育委員会より送付されている入学通知書を中学校に持って来て下さい。入学の手続き、その他を行います。

- (1) 日 時 平成25年4月1日 (月) 午前9時00分～10時
- (2) 場 所 落合中学校 体育館
- (3) 持参物
 - 入学通知書 (裏面の名前のかな書きを必ず漢字になおしておいて下さい。)
 - 諸費の自動払込利用申込書
(入学説明会で配布したものに必要事項を記入しておいて下さい。)
 - 25年度 就学援助申請書等 (希望者)
 - 上ばき
 - 下足入れ用のビニール袋
- (4) その他
 - 体育館は、8時45分に開場します。9時までに整列を完了します。
 - 服装は小学校の基準服です。
 - 不用物は持ってこないこと。(携帯電話は禁止です。)
 - 見だしなみに気を付けること。

※ 駐車場はありません。自家用車はご遠慮下さい。

入学式 …… 4月8日 (月)

- (1) 日 時 平成25年4月8日 (月) 午前9時
(午前8時20分までに保護者同伴で登校して下さい。)
- (2) 場 所 落合中学校 体育館
- (3) 行事内容
 - (イ) 学級編成
8時ごろ1階廊下の窓に学級編成表を掲示します。自分がどのクラスに所属するか確かめ、教室に入って下さい。
 - (ロ) 入学式
体育館に入場して式次第によって行います。
 - (ハ) 就任者紹介・始業式
入学式に引き続き行います。
- (ニ) 学級活動
クラス毎に教室に入り、学級開きを行います。
 - ※ 生徒は基準服を着用して登校して下さい。
(但し間に合わない人は小学校のもので結構です。保護者の方は上履きと下足入れ用のビニール袋をご持参ください。)
 - ※ 駐車場はありません。自家用車はご遠慮下さい。
 - ★ これより、来校される時は、上履きをご持参ください。
なお、生徒用の脱靴場にくつ箱を設けておりますので、そこをご利用下さい。
体育館で行われる行事の時は、下足入れ用の袋 (レジ袋など) に靴を入れて各自でお持ち下さい。

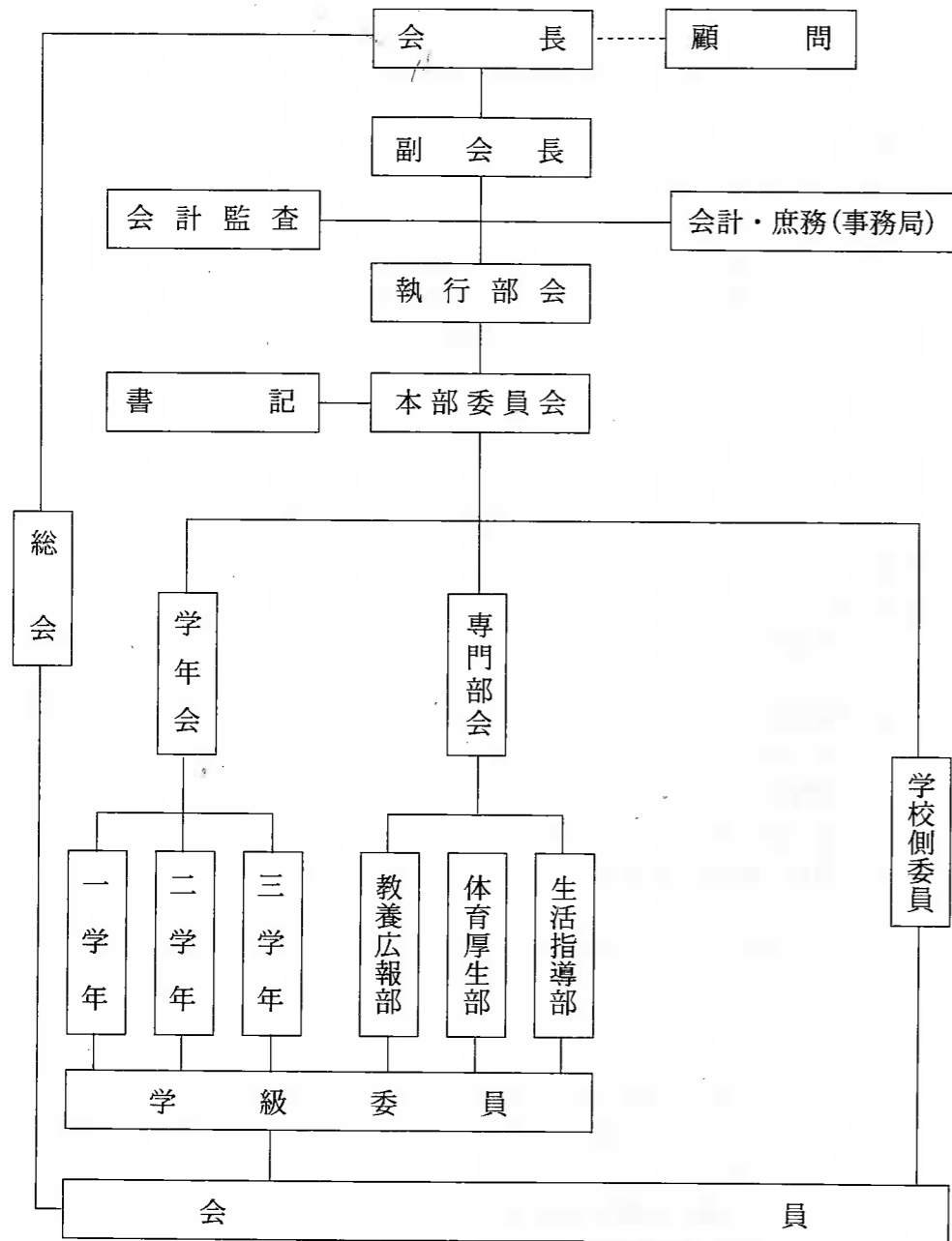
13. 新一年生物品販売 (平成25年度)

1. 購入日 3月29日 (金) 16:00～17:30
2. 購入場所 落合中学校 技術棟付近 (本館裏)
3. 生活用品
 - (1) 上ぐつ (男女とも青色のライン) 2,100円
 - (2) 通学バッグ (学校指定) 6,500円
 - (3) 基準服 (別紙) 払込金受領証をご持参下さい。
 - (4) 体操服 (別紙) 申込書記入金額による※ 名札はPTAより記念品として贈呈します。
4. 教科用品
 - ノートセット 700円
 - { 内容 国語ノート 150円 方眼ノート 150円 二百字帳 120円 }
社会科ノート 130円 英語ノート 150円
 - 美術デザインセット 3,100円
 - 音楽アルトリコーダー 1,850円
 - ※ 音楽科では授業でアルトリコーダーを使用しますが、兄・姉で使用していたものでもかまいません。
 - ※ 国語科では授業で国語辞典を使用します。(教室で個人が管理) 中・高生向きの6万～7万項目程度の辞典を使用します。
お持ちでない方で、ご購入の方には当日販売される予定です。(2,500円) 兄・姉で使用していたものでもかまいません。
 - ※ 教科で副教材を購入しますが、入学後に連絡します。
5. その他、上ぐつを3月29日以降に購入される方は、売店の方にお知らせ下さい。
※ 体操服については、入学式までに購入して下さい。

〔お願い〕

- ※ 3月29日 (金) に都合により購入できなかった場合
 - 基準服については、男子 (キョーリツ) ・女子 (いとや) の取扱店にご相談下さい。
 - 3月29日 (金) に購入できなかった場合は、4月1日 (月) 落合中学校売店で9時から11時までの間にご購入下さい。
- ※ 小学校で採寸ができなかった場合は、直接電話してください。
 - 体操服・水着は体育社外商部 (☎ 230-4488)
 - 基準服はキョーリツ (男子) ☎ 248-0480、いとや (女子) ☎ 248-1338 (本通店) ・ ☎ 225-3221 (センター店) に直接TELして下さい。

14. P T A 組 織 図



15. 広島市立落合中学校保護者と先生の会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は落合中学校保護者と先生の会（略称落合中学校PTA）と称する。
 第2条 本会の事務局を広島市立落合中学校におく。

第2章 目 的

- 第3条 本会は家庭と学校と社会とが一体となり、民主教育の振興、会員の教養の向上ならびに社会教育の改善をはかり、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3章 方 針

- 第4条 本会は政治的宗教的色彩を含まず、教育を本旨とする民主団体として活動する。本会の名においていかなる営利企業を支持することも、いかなる職務の候補者を推薦することも出来ない。
 第5条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会団体と協力する。
 第6条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けてはならない。
 第7条 本会は教職員及び教育委員会と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。
 第8条 本会は国及び公共団体の適当な教育予算の充実を期するために努力する。
 第9条 本会は学校の財政的維持及び教職員の給与・待遇その他に関して直接責任を負うものではない。

第4章 事 業

- 第10条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
 (1) 会員の教養の向上と社会教育の改善に必要な事業
 (2) 保健衛生の改善充実並びに福祉の増進に必要な事業
 (3) 校外生活充実のための事業
 (4) 教育施設設備の充実に必要な事業
 (5) その他必要な事業

第5章 会 員

- 第11条 本会の会員は学校に在籍する生徒の保護者と校長・教頭・事務職員等(以下教職員という)とする。
 会員はすべての平等の権利と義務を有する。
 第12条 会員は総会において定められた会費を納める。

第6章 役 員

- 第13条 本会は次の役員を置く。
 (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 本部書記 若干名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 専門部・正副部長 6名
●教養広報部 ●体育厚生部 ●生活指導部
- (6) 学年会（正副代表） 6名
- (7) 学級委員 学級毎に4名（教養広報部1・体育厚生部1・生活指導部1・学級代表1）

- (8) 学校側委員 6名
- (9) 会計庶務 2名
- (10) 常任顧問 校長
- (11) 顧問 若干名

第14条 役員の選出は次のとおり行う。

- (1) 会長・副会長・会計監査は会員中より総会において選出する
- (2) 専門部の正副部長及び書記は各部委員の中より互選する
- (3) 学校側委員は運営委員とする。
- (4) その他の役員は本部委員の推薦により会長がこれを委嘱する

第15条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し一切の会務を処理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する
- (3) 本部書記は本部委員会に所属し、本会の書記業務を遂行する
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する
- (5) 本部委員は委員会を組織し会長副会長を助けて会務を処理する
- (6) 専門部正副部長及び学年委員会は分担各部の運営にあたる
- (7) 生活指導部委員は生徒校外生活の向上につとめる
- (8) 学年委員・学級委員はそれぞれの学年主任及び学級担任と連絡を密にし、教育の運営充実を図る

学級活動にあたっては、学級委員4名が一致協力して円滑にこれを処理する。

- (9) 学校側委員は本部委員会に参加し、教職員との連絡を密にする
- (10) 常任顧問及び顧問は会長の相談に応ずる

第16条 役員の任期は1年とし留任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 組 織

第17条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 執行部会
- (3) 本部委員会
- (4) 専門部会
- (5) 学年会

第18条 総会は最高の決議機関で年1回以上開き、会員の三分の一以上出席し出席者の過半数をもって議決を有効と認める。

臨時に総会を開く場合は、委員会又は会員の三分の二以上の要求によって会長

が招集する。

第19条 総会は次のことを行う。

- (1) 役員の選出
- (2) 規約の改廃
- (3) 監査の報告
- (4) 事業経過並びに事業計画の説明及び承認
- (5) 決算並びに予算の審議及び承認
- (6) その他必要な事項

第20条 執行部会は会長・副会長・校長・教頭で構成する。

第21条 執行部会は次のことを行う。

- (1) 総会の準備
- (2) 本部委員会の準備
- (3) その他必要な事項
- (4) 執行部会は毎月1回以上招集することを原則とする

第22条 本部委員会は会長・副会長・専門部正副部長・学年会正副部長・常任顧問・学校側委員・本部書記・会計庶務で構成する。

第23条 委員会は次の権限をもつ。

- (1) 総会決議の運営に関する事
- (2) 総会提出議案の作成に関する事
- (3) 諸規定の作成及び承認
- (4) 学年会並びに専門部会より提出された議案の審議
- (5) 他団体に対し本会を代表する事項に関する事
- (6) その他必要な事項
- (7) 委員会は每学期1回以上招集することを原則とする

第24条 緊急を要する事項は委員会の協議により臨機に処理し、事後総会の承認を得るものとする。

第25条 本部に専門部として3部及び学年会をおき、会長・委員会の委嘱された事業の執行にあたる。

- (1) 教養広報部
研修活動に関する事及び学校施設の整備充実に関する事
広報活動に関する事及び文化行事に関する事
- (2) 体育厚生部
体育活動の推進と会員の親睦に関する事
保健衛生の改善充実並びに福利の増進に関する事
- (3) 生活指導部
校外生活に関する各種地域活動に関する事
- (4) 学年会 学年・学級のPTA活動に関する事

第26条 各専門部の構成は次の通りとする。

- (1) 本部委員は会長の委嘱を受けて各専門部に所属する
- (2) 各専門部に学年側委員1名、会長の委嘱を受けて所属する
- (3) 各専門部に部長・副部長・書記各1名をおく

第27条 学年会は必要に応じて会長または学年委員が会長の承認を経てこれを招集す

ることができる。

第8章 会 費

- 第28条 本会の経費は会費・事業費・寄附金及び雑収入により支弁する。
- 第29条 本会の会費は一世帯月額200円とする。(平成25年度より月額300円の予定)
- 第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

- 第1条 本会の規約及び付則の改正は総会において出席者の三分の二以上の賛成投票による。
- 第2条 本会の規約及び付則は昭和60年4月1日から実施する。
- 第3条 本会の規約及び付則は平成3年4月1日から実施する。
- 第4条 本会の規約及び付則は平成6年4月23日から実施する。

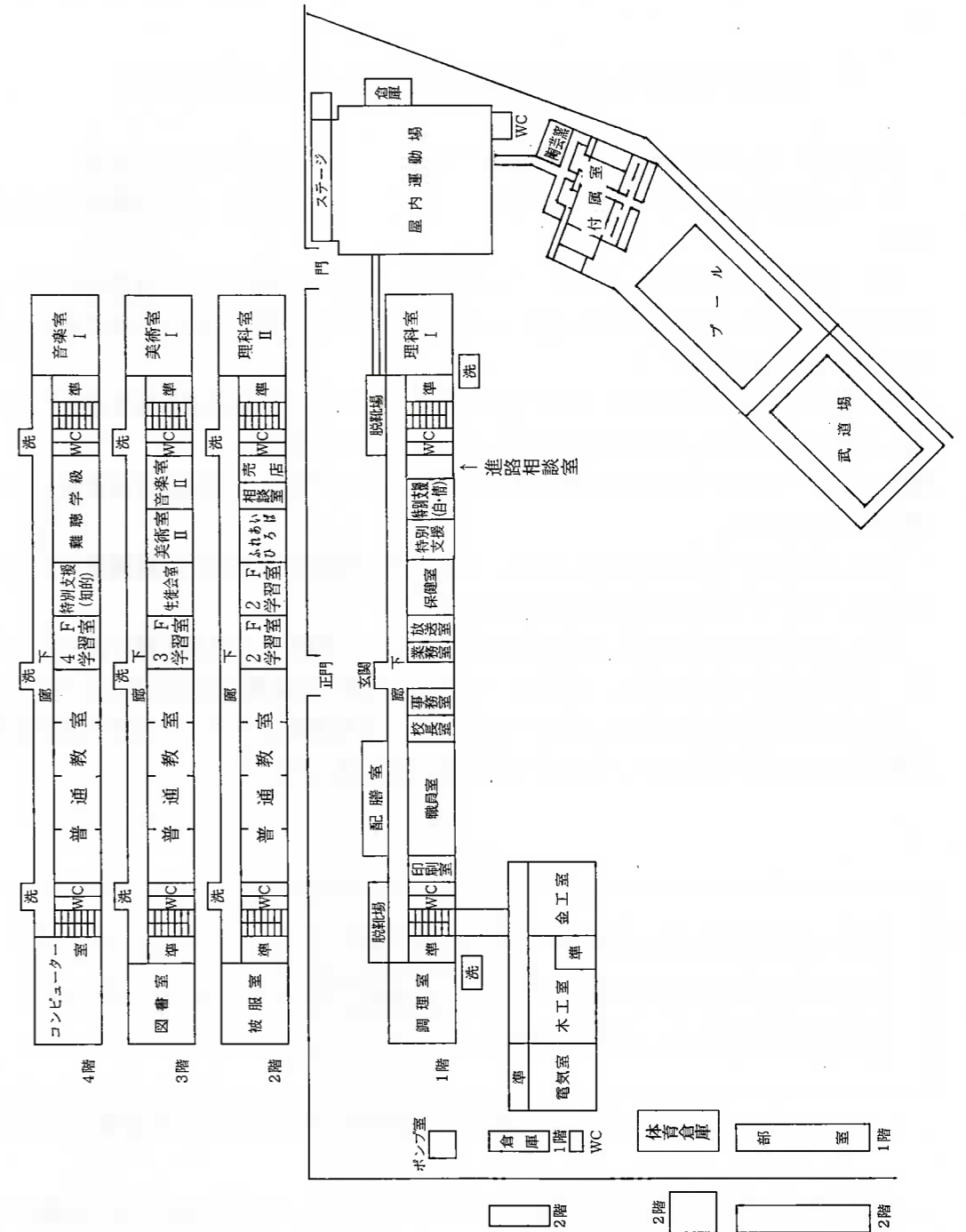
落合中学校 P T A 慶弔規定

- 第1条 本校生徒が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者(会長・当該学級委員1名)が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第2条 生徒の父母またはこれに代わる保護者が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第3条 本校教職員が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第4条 本教職員の父母・配偶者・子供が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第5条 本校生徒が傷害・疾病のために入院一週間以上、家庭治療三週間以上必要な場合、見舞金3,000円をおくる。
- 第6条 本校保護者がP T A行事において傷害のため入院一週間以上、家庭治療三週間以上休暇を必要とする場合、見舞金3,000円をおくる。
- 第7条 本校職員が結婚又は出産した場合は祝儀として3,000円をおくる。
- 第8条 本校職員が転勤又は退職した場合は餞別(記念品料)として最初の1年は3,000円、2年以上は一律5,000円とする。
- 第9条 役員・離任その他慶弔を表す必要が生じた場合は、本部委員にはかり適切な方法を講ずるものとする。

付 則

- 第1条 本規定は昭和54年4月1日から実施する。
- 第2条 本規定は平成6年4月23日から実施する。
- 第3条 本規定は平成7年4月1日から実施する。
- 第4条 本規定は平成12年4月15日から実施する。
- 第5条 本規定は平成16年5月8日から実施する。
- 第6条 本規定は平成24年4月1日から実施する。

16. 教室等配置図



保護者の皆様へ

PTA会長 向井岳司

校内における生徒の携帯電話所持禁止について

初春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、落合中学校へのご入学を控えまして、PTAを代表し、心より歓迎申し上げます。

さて、標題の件でございますが、ご家庭では、緊急時の連絡用または生活利便上、既に携帯電話をお持ちのお子様、或いはこれから購入をご検討されているご家庭もあろうかと存じます。

携帯電話も既に社会生活の一部となって久しく、それによる恩恵も多々ございますが、校内においては、無くてはならないものではありません。緊急時には、学校より保護者へ連絡体制が整っておりますし、校内には公衆電話も設置されております。

なお、広島市立の中学校においては、生徒の携帯電話の校内持込は原則禁止とされており、落合中学校も同様とされております。

また、禁止にも関わらず、携帯電話を持込むことに起因する授業散漫による学力低下、周囲を含めた規律の著しい乱れの一因としても様々な影響が報告されております。

以上の内容を踏まえまして、落合中学校PTA本部委員会では、本年度も携帯電話の携行について下記の通り、学校と協議決定と致しました。

記

学校への携帯電話の持込は、原則禁止（※）とする。持込んだ場合は、担任の先生に強制的に預って頂き、返却については保護者の直接申し出により返却とし、例外は認めない。

（※）保護者からの事前届出による承認のある場合は別途

以上、様々なお考えやご意見もあろうかと存じますが、趣旨ご理解の上、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成25年2月1日

編集 広島市立落合中学校

発行 広島市立落合中学校PTA